

『マル経融資制度』を ご利用ください!!

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

◆制度の特徴

融資限度額

2,000万円
(1,500万円を超える場合、所定の事業計画書の提出が必要となります。)

返済期間

運転資金 (据置1年以内) **7年以内**
設備資金 (据置2年以内) **10年以内**

利 率

1.21%
(2020年10月1日現在)
※利率は金融情勢により変わる場合があります

担保・保証人

不要です



ご利用
いただける方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業所。
 - 秋田市内で1年以上事業を営んでいる。
 - 義務納税額(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している。
 - 日本政策金融公庫の融資対象業種である。(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽事業等の業種の方はご利用になれません。)
- ※ご相談内容、経営状況によって、ご希望に添えない場合がございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様へ

◆新型コロナウイルス対策マル経

融資限度額

別 枠
1,000万円

返済期間 (うち据置期間)

運転資金 (据置3年以内) **7年以内**
設備資金 (据置4年以内) **10年以内**

利 率

【当初3年間】**0.31%** ※利子補給有り
(注:利子補給の詳細は公庫窓口へお問い合わせください)
【4年目以降】**特別利率1.21%**
(2020年10月1日現在) ※利率は金融情勢により変わる場合があります

ご利用
いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方で、商工会議所から経営指導を受けており、商工会議所の推薦が必要です。



◆申込時に必要な書類

◆ 直近2期分の決算書、申告書(控)	◆ 既存借入金の明細書
◆ 最近時の試算表もしくは主要科目の内訳(手形、売掛金、買掛金、借入金等)	◆ 商業登記簿謄本(最近3ヶ月以内のもの、法人の場合)
◆ 法人税、法人事業税、法人住民税の領収書または納税証明書	◆ 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
◆ 営業許可証または認可証	◆ 見積書または契約書(設備資金希望の場合)
◆ マル経融資利用にあたっての事業計画書(今回の申込金額とマル経融資利用残高の合計が1,500万円を超える場合)	

※ 必要に応じ、上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

◆申込み方法

STEP 1 秋田商工会議所に相談・申込み

STEP 2 秋田商工会議所が審査・推薦

STEP 3 日本政策金融公庫
国民生活事業が審査

融資実行

融資活用事例

製造・建設業

- 売上が落ち込む時期のため、売掛金回収までの「つなぎ資金」として活用したい。
- 工場・倉庫・事務所の改装工事や新たな機械設備等の購入に活用したい。



小売・卸売業

- 商品仕入資金や買掛金決済に利用したい。
- 営業車両の買い替え資金として利用したい。



飲食・理美容

- お店の改装や、新しい什器・器具の購入に活用したい。
- お店をPRするため、折込チラシやタウン誌などの広告掲載に利用したい。



ご相談から借入までの流れ

STEP1

まずは秋田商工会議所にご相談ください。経営指導員がお申込手続きのお手伝いをいたします。

STEP2

毎月1回の審査会を経て日本政策金融公庫国民生活事業へ推薦いたします。

STEP3

日本政策金融公庫国民生活事業が審査、融資いたします。

STEP4

ご相談いただいたことにより、資金繰りの安定と経営改善が図れます！

マル経融資相談申込書

年 月 日

事業所名		代表者名	
住 所		電話番号	
業 種		営業内容	
営業年数	年	従業員数	人
資金使途	運 転 ・ 設 備 必ずどちらかに○してください	希望金額	万円

その他の相談希望事項 ○印をご記入ください

【既存借入の条件変更・経営改善 ・新商品開発・新分野進出 ・法律相談・税務相談
・労務相談・事業承継 ・その他（ ）】

FAX送信先・お問合せ先

秋田商工会議所 経営支援課 FAX:862-2101 TEL:866-6677

※FAX受信後、担当の経営指導員より連絡させていただきます。

※ご記入いただきました情報は、経営改善等に係る相談・指導・連携機関への斡旋等、秋田商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用し、情報管理については万全を期し、守秘義務を厳守いたします。

小規模事業者経営発達支援資金

融資限度額

7,200万円
(うち運転資金4,800万円)

返済期間

運転資金 8年以内
設備資金 20年以内

利 率

0.71~1.85%
特利A
(2020年10月1日現在)

担 保

必要に応じて
相談させて
いただきます。

ご利用いただける方

- ・常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方
- ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- ・地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- ・経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- ・商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること